

シリーズ

知っておきたい

建築物の不具合事例とその対処

＜第6回＞避難通路の障害物

はやし
林

ただし
理

(一財)建築保全センター 参事

このシリーズについて

公共建築の施設管理者には、施設を安全かつ快適に利用できるよう努めることが求められています。建設後の時間の経過や地震・台風などの災害発生とともに各所に劣化による不具合が生じるだけ

でなく、施設の使用に伴う不具合も生じてきます。

今回は、施設の使用上の不備が原因となる、火災などの非常時における避難の支障となる不具合事例を取り上げます。

＜第6回＞ 避難通路の障害物

1 避難通路の障害物とは？

廊下や階段は、建物用途や規模によって、その幅や二方向の避難経路などが建築基準法に定められており¹⁾、災害発生時には、多くの人々が同時に安全な場所へ避難する経路となります。このような経路上に障害物があると、避難が困難となります。

通常時、人は1秒で1m動きます。非常時には人が殺到してずっと遅くなり、通路の幅が狭いとさらに遅くなり、煙に巻かれて動けなくなることも考えられます。

避難が困難となる原因としては、次のようなことが考えられます。

- ①各室からの二方向避難用の避難路を知らない。
- ②避難路に物を置いてしまっている。
- ③避難路に鍵付きの扉を設置して別室にしている。

これらの不具合や対応にあたっての判断には『施設管理者のための建築物の簡易な劣化判定ハンドブック²⁾』が参考となります。また、建築基準法第12条に基づく点検等も義務づけられており(次項参照)、詳細については『国の機関の建築物



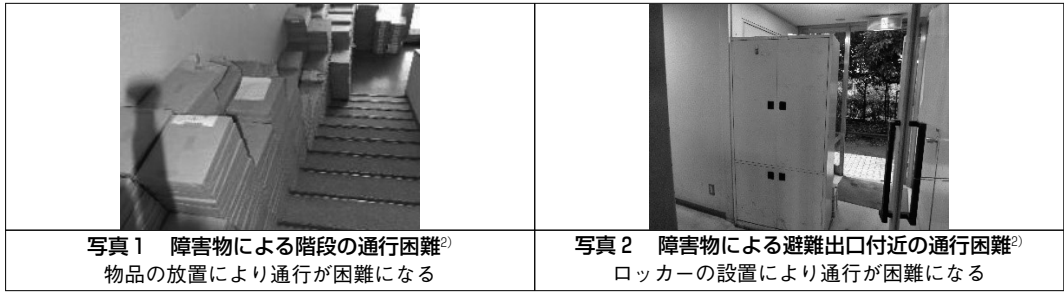
図1 避難通路の障害物のイメージ³⁾

の点検・確認ガイドライン⁴⁾が参考となります。

2 建築基準法第12条に基づく点検等

避難通路の障害物については、建築基準法第12条に基づく告示(平成20年国土交通省告示第282号、別表第一の五(3)(5)(9)(14)(23)及び別表第二の二(4)(9))にそれぞれ本稿に係る点検項目があり、表1、表2に示しますので、不具合報告の有無について、注意して下さい。

また、消防法第8条の2の4では「避難や防火戸の閉鎖の支障になる物件の放置、存置がないように管理する」ことが規定されています。



		(い)調査項目		(ろ)調査方法	(は)判定基準
五 避難施設等	(3)	廊下	物品の放置の状況	目視により確認する。	避難の支障となる物品が放置されていること。
	(5)	出入口	物品の放置の状況	目視により確認する。	物品が放置されていることにより扉等の開閉に支障があること。
	(9)	避難上有効なバルコニー	物品の放置の状況	目視により確認する。	避難に支障となる物品が放置されていること。
	(14)	階段	階段	物品の放置の状況	通行に支障となる物品が放置されていること。
	(23)		特別避難階段	物品の放置の状況	バルコニー又は付室に物品が放置されていること。

表1 建築基準法第12条に基づく告示(平成20年国土交通省告示第282号、別表第一)抜粋

		(い)調査項目		(ろ)調査方法	(は)判定基準
二 避難施設	(4)	避難上有効なバルコニー	物品の放置の状況	目視により確認する。	避難の支障となる物品が放置されていること。
	(9)	直通階段	物品の放置の状況	目視により確認する。	通行に支障となる物品が放置されていること。

表2 建築基準法第12条に基づく告示(平成20年国土交通省告示第282号、別表第二)抜粋

3 避難通路の障害物のチェックと対処 (参考文献2)を基に一部修正・加筆)

保全チェック項目	対策ステップ	対策の例
<input type="checkbox"/> 法定点検等により「要是正」の指摘を受けたのに、そのまま放置していませんか？	応急	貼り紙等で注意喚起する。 除ける障害物は除く。
<input type="checkbox"/> 廊下・階段(出口付近を含む)等に避難の際に障害となるものはありますか？ 例)段ボール、コピー用紙、台車、書棚、ロッカー、屋外出口付近の粗大ごみ、屋外階段の地上階での施錠など	短期	避難経路上に障害物を置かないよう、ステッカー等で注意喚起する。
	中長期	—
	日常点検	日常的に見回りを行うとともに、職員等に避難経路を周知する。

(参考文献)

- 1) 建築基準法施行令、第120条(直通階段の設置)、第121条(二以上の直通階段を設ける場合)、第121条の2(屋外階段の構造)、第122条(避難階段の設置)
- 2) 『施設管理者のための建築物の簡易な劣化判定ハンドブック 令和5年版』(令和5年11月、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、(一財)建築保全センター編集・発行)
- 3) 官庁施設の施設管理者のための防災性能確保ガイドブック(令和4年6月、国土交通省大臣官房官庁営繕部)URL：https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk3_000008.html
- 4) 『国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン 令和5年版』(令和5年10月、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、(一財)建築保全センター編集・発行)